

第17回 定時株主総会 招集ご通知



Human Metabolome Technologies, Inc.

日時

2020年9月26日（土曜日）
午後1時30分（受付開始午後1時）

場所

山形県鶴岡市覚岸寺字水上246番地2
鶴岡市先端研究産業支援センター
(鶴岡メタボロームキャンパス)
レフチャーホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参
照ください。)

決議
事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 会計監査人選任の件 |
| 第5号議案 | ストックオプションとして
の新株予約権の募集事項の
決定を当社取締役会に委任
する件 |

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社
証券コード：6090

証券コード 6090
2020年9月9日

株 主 各 位

山形県鶴岡市覚岸寺字水上246番地2
ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社
代表取締役社長 橋 爪 克 仁

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがとうございます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、株主の皆様の安全を最優先に、本株主総会につきましては株主総会当日のご来場は見合わせていただき、可能な限り書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、2020年9月25日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2020年9月26日（土曜日）午後1時30分（受付開始午後1時） |
| 2. 場 所 | 山形県鶴岡市覚岸寺字水上246番地2
鶴岡市先端研究産業支援センター（鶴岡メタボロームキャンパス）
レクチャーホール |

本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

- 1 第17期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第17期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案

会計監査人選任の件

第5号議案

ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名に委任する場合に限られます。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
- (3) 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://humanmetabolome.com/ir/genmeeting>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。したがいまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://humanmetabolome.com/ir/genmeeting>) に掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルスの感染防止のため、株主の皆様の安全を第一に考え、下記のとおりご案内いたします。株主様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

- ・会場入口付近で、アルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスク持参・着用をお願い申し上げます）
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。また、昨年まで株主総会終了後に開催しておりました会社説明会及び研究所見学につきましても、同様の理由から開催を取り止めさせていただくことになりましたので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様へのお土産の配布につきましては、安全上の理由により、今回は配布を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年7月1日から)
(2020年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

前連結会計年度は、決算期の変更により2018年4月1日から2019年6月30日までの15ヶ月間となっております。これにより当連結会計年度（2019年7月1日から2020年6月30日）は比較対象となる期間が異なるため、前期の数値との比較はご参考として記載しております。

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済環境は、前半期は米国で景気が堅調に推移し世界景気全般をけん引する一方、国内では消費増税の影響などを受けて景気の下押し圧力が強まる中、後半期に入ってからは全世界的に新型コロナウイルス感染症の影響で大幅な景気低迷となりました。

当社グループが属するライフサイエンス業界においては、医療・介護の効率化に向け、予防医療や個別化医療を推進する動きが増え、新型コロナウイルス感染症対策への関心も高く、研究開発への取り組みや健康管理等へのニーズが世界的に高まっています。

このような状況の中、当社グループではメタボロミクス事業において、国内外の学会への出展やキャンペーンといった販促活動を中心に受注拡大に向けた取り組みを継続するとともに、営業効率及び生産効率の向上に向けた組織強化等に注力してまいりました。

また、バイオマーカー事業においては大うつ病性障害（以下「うつ病」といいます。）バイオマーカーの事業化に向けた研究開発を継続するとともに、新たなパイプラインや関連ビジネスの検討に取り組みました。

これらにより化学・食品分野を中心に全分野での販売が好調に推移した結果、当連結会計年度の売上高は、1,118,495千円と創業以来最高水準の売上高となりました。営業損失は17,039千円、経常損失は16,502千円、親会社株主に帰属する当期純損失は47,794千円となりました。

	<ご参考>2019年6月期 (15ヶ月)	2020年6月期 (12ヶ月)
売上高	989,391千円	1,118,495千円
営業損失（△）	△526,175千円	△17,039千円
経常損失（△）	△515,312千円	△16,502千円
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△596,026千円	△47,794千円

セグメント別の状況は次のとおりであります。

＜メタボロミクス事業＞

	＜ご参考＞2019年6月期 (15ヶ月)	2020年6月期 (12ヶ月)
売上高	988,986千円	1,114,180千円
(内国内売上高)	816,348千円	933,727千円
(内海外売上高)	172,637千円	180,453千円
セグメント利益	232,903千円	457,128千円

当事業セグメントにおいては、営業戦略を見直し営業体制の強化に取り組むなど、積極的な販促活動を展開し、大口案件の受注拡大に取り組んだことにより全分野において売上が増加しました。海外においても米国・欧州を中心に価格戦略見直しなどに取り組んだ他、アジア圏の市場拡大に向けた活動も活発に行いました。この結果、売上高は1,114,180千円、セグメント利益は457,128千円となりました。

＜バイオマーカー事業＞

	＜ご参考＞2019年6月期 (15ヶ月)	2020年6月期 (12ヶ月)
売上高	405千円	4,314千円
(内国内売上高)	285千円	4,208千円
(内海外売上高)	120千円	106千円
セグメント損失 (△)	△204,294千円	△160,824千円

当事業セグメントにおいては、うつ病バイオマーカーの実用化・事業化に向け、測定メソッドの開発並びに臨床研究に向けた活動（臨床性能評価等）を継続しました。また、新たなパイプラインやバイオマーカー関連のビジネスの事業開発や研究開発に取り組みました。この結果、売上高は4,314千円、セグメント損失は160,824千円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、35,343千円であり、その主なものは次のとおりであります。

メタボロミクス事業	解析用装置等	21,381千円
バイオマーカー事業	検査用測定設備等	9,149千円
合計		30,530千円

(3) 資金調達の状況

当社は、新株予約権の行使により31,812千円の資金調達を実施しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、現時点では継続的な営業損失を計上しておりますが、CE-MSを用いたメタボローム解析法をコア技術として、メタボロミクス事業において事業継続する上で必要な全社費用を賄うだけの短中期的な収益を確保しつつ、そこで得られた資金をバイオマーカー事業に先行投下することで、将来のより大きな収益の獲得を図ることを、中長期的な経営戦略と位置付けております。

この経営戦略の中では、当社が研究開発に取り組んでいるパイプラインが実用化・事業化されることによって大きな収益を生み出すと同時に、メタボローム解析技術の評価向上につながり、それがメタボロミクス事業の成長を促すと同時に、研究開発投資の拡大を通じて新たなパイプラインの創出につながるといった好循環を確立することが重要と考えております。

上述の中長期的な会社の経営戦略に基づいて、当社グループが対処すべき課題は以下のとおりです。

① メタボロミクス事業の成長と収益力の向上

当社グループの中長期的な経営戦略の中でも、メタボロミクス事業が着実に成長するとともに、解析・分析といった生産工程の改善により、持続的に収益に貢献することが極めて重要であります。当該市場は持続的な成長が見込まれる産業領域であり、新たな受託解析メニューの開発によるサービス付加価値の向上、顧客拡大のためのマーケティング施策・営業強化などにより、主に食品・化学・製薬分野での売上の増大を図り、作業の標準化等を通じた生産性の改善を推進することで収益成長を図ってまいります。

② バイオマーカー事業の推進

これまで投資を続けてまいりましたバイオマーカー事業については早期の事業化・収益拡大が重要であると認識しております。そのためバイオマーカー事業においては、PEA（うつ病バイオマーカー）の実用化・事業化を引き続き推進するとともに、メンタルヘルス分野を中心に研究分野や自由診療分野等での新たなパイプラインの創出に取り組み、バイオマーカー関連のビジネスを多面的に開発・展開してまいります。

③ 早期の営業黒字化

当社グループは、早期の営業黒字化を達成し、さらなる開発のための投資余力を高めていくことも重要と認識しております。そのため、メタボロミクス事業のさらなる拡大・収益向上を図るとともに、これまで投資を行ってまいりましたバイオマーカー事業の早期事業化を図ってまいります。あわせて企業全体として投資バランスを考慮した運営を行い、バランスの取れた持続的な成長を可能とする経営に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの活動に引き続きご理解をいただき、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	2016年度 第14期	2017年度 第15期	2018年度 第16期	2019年度 第17期 (当連結会計年度)
売上高(千円)	914,180	938,178	989,391	1,118,495
営業損失(△)(千円)	△43,332	△140,914	△526,175	△17,039
経常損失(△)(千円)	△40,410	△149,703	△515,312	△16,502
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△61,913	△156,527	△596,026	△47,794
1株当たり当期純損失(△)(円)	△10.86	△26.92	△101.92	△8.15
総資産(千円)	2,022,047	1,921,347	1,367,441	1,538,146
純資産(千円)	1,859,413	1,752,717	1,214,444	1,215,265
1株当たり純資産額(円)	317.98	293.78	193.11	189.48

- (注) 1. 「1株当たり当期純損失(△)」は、普通株式の期中平均株式数により算出しております。
 2. 第16期につきましては、決算期の変更により、2018年4月1日から2019年6月30日までの15ヶ月となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	2016年度 第14期	2017年度 第15期	2018年度 第16期	2019年度 第17期 (当事業年度)
売上高(千円)	879,728	838,725	899,743	1,025,581
営業利益又は営業損失(△)(千円)	180,684	29,088	△271,069	162,317
経常利益又は経常損失(△)(千円)	54,952	△189,168	△556,988	△82,296
当期純損失(△)(千円)	△66,158	△195,734	△637,399	△101,964
1株当たり当期純損失(△)(円)	△11.60	△33.66	△108.99	△17.39
総資産(千円)	2,007,442	1,865,269	1,261,709	1,375,942
純資産(千円)	1,858,500	1,704,646	1,126,660	1,074,545
1株当たり純資産額(円)	317.82	285.54	178.11	165.62

- (注) 1. 「1株当たり当期純損失(△)」は、普通株式の期中平均株式数により算出しております。
 2. 第16期につきましては、決算期の変更により、2018年4月1日から2019年6月30日までの15ヶ月となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
Human Metabolome Technologies America, Inc.	1,750千US\$	100.0%	北米におけるメタボローム解析サービスの販売
Human Metabolome Technologies Europe B.V.	790千€	100.0%	欧州におけるメタボローム解析サービスの販売
HMTバイオメディカル株式会社	50,000千円	100.0%	バイオマーカー事業

(11) 主要な事業内容 (2020年6月30日現在)

当社グループは、メタボロミクス事業、バイオマーカー事業の2事業を行っております。各事業の内容は次のとおりであります。

事業区分	主要製品
メタボロミクス事業	主に製薬や食品等の民間企業、大学や公的研究機関からメタボローム解析試験を受託し、解析結果を報告書として納品するとともに、解析結果の解釈等について助言を行います。
バイオマーカー事業	主として自社のメタボローム解析技術を応用することによって発見されたバイオマーカー等を用いて、疾病の新たな検査方法の開発等に取り組み、実用化・事業化を推進します。

(注) 「バイオマーカー事業」につきましては、HMTバイオメディカル株式会社にて展開しております。

(12) 主要な営業所及び工場 (2020年6月30日現在)

① 当社

本社 : 山形県鶴岡市
東京事務所 : 東京都中央区

② 子会社

Human Metabolome Technologies : アメリカ合衆国
America, Inc. マサチューセッツ州ボストン市
Human Metabolome Technologies Europe : オランダ南ホラント州ライデン
B.V. HMTバイオメディカル株式会社 : 神奈川県横浜市

(13) 従業員の状況 (2020年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
73名	7名減

- (注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー、アルバイト及び派遣社員）5名は含んでおりません。
 2. 従業員減少の主な理由は、通常の自己都合退職によるものであります。

② 当社の従業員の状況

当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
62名	6名減	38.3歳	5.6年

- (注) 1. 上記従業員数には、他社への出向者及び臨時従業員（パートタイマー、アルバイト及び派遣社員）3名は含んでおりません。
 2. 従業員減少の主な理由は、通常の自己都合退職によるものであります。

(14) 主要な借入先 (2020年6月30日現在)

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
(2) 発行済株式の総数 5,895,800株 (自己株式112株を含む)
(3) 株主数 6,176名
(前期末比1,579名増加)
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
富田勝	390,000 株	6.62 %
エムスリー株式会社	217,100	3.68
曾我朋義	208,000	3.53
株式会社平田牧場	200,000	3.39
第一生命保険株式会社	186,100	3.16
西岡孝明	150,000	2.54
株式会社山形銀行	150,000	2.54
株式会社莊内銀行	150,000	2.54
菅野隆二	79,800	1.35
楽天証券株式会社	78,000	1.32

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(2020年6月30日現在)

		第11回 ストップ・オプション	第12回 ストップ・オプション
株主総会の決議		2017年6月24日	2017年6月24日
発行決議の日		2017年9月20日	2018年4月18日
目的たる株式の種類		普通株式	普通株式
発行価額		無償	無償
行使価額		1,682円	2,043円
新株予約権の個数		525個	170個
目的となる株式の数		52,500株	17,000株
主な行使条件		(注) 1	(注) 1
取得得事由		(注) 2	(注) 2
権利行使期間		2019年10月6日～ 2024年10月5日	2020年5月8日～ 2025年5月7日
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数 目的である株式の数 保有者数 30個 3,000株 1名	新株予約権の数 目的である株式の数 保有者数 50個 5,000株 1名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数 目的である株式の数 保有者数 45個 4,500株 3名	新株予約権の数 目的である株式の数 保有者数 一個 一株 一名

(注) 1. 新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者が、権利行使時において当社又は当社関係会社の役員又は従業員いづれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

2. 新株予約権の取得事由

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日をもって無償で取得することができる。

① 消滅会社となる合併契約承認の議案

② 分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- ④ 発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について承認を要すること若しくは当該種類の株式について株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 当事業年度中に当社従業員に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

(2020年6月30日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
菅野 隆二	取締役会長	
橋爪 克仁	代表取締役社長	HMTバイオメディカル株式会社代表取締役社長
長江 敏男	取締役（監査等委員）	Pharma Business Consultant 代表、ペプチドリーム株式会社取締役（監査等委員）
松田 純一	取締役（監査等委員）	松田綜合法律事務所所長、株式会社山形銀行社外取締役（監査等委員）
水谷 翠	取締役（監査等委員）	銀座スフィア税理士法人代表社員、株式会社ゼネテック社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち、長江敏男氏、松田純一氏及び水谷翠氏は、社外取締役であります。なお、当社は、3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）松田純一氏は、弁護士資格の保有者であり、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）水谷翠氏は、公認会計士資格の保有者であり、財務、会計並びに税務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
2019年9月21日開催の第16回定時株主総会の終結の時をもって、取締役長谷川哲也氏は任期満了により退任いたしました。
5. 当社は、法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の社外取締役（監査等委員）として鈴木布佐人氏を選任しております。
6. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 取締役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	3名 (-名)	31,050千円 (一千円)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	3名 (3名)	8,550千円 (8,550千円)
合計 (うち社外取締役)	6名 (3名)	39,600千円 (8,550千円)

- (注) 1. 上記には、2019年9月21日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。
2. 上記の報酬等のうち、取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額1,926千円が含まれております。
3. 上記の報酬等のうち、取締役（監査等委員）の報酬等の額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額404千円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役（監査等委員） 長江 敏男

Pharma Business Consultant 代表及びペプチドリーム株式会社取締役（監査等委員）を兼職しております。なお、当社とPharma Business Consultant 及びペプチドリーム株式会社との間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員） 松田 純一

松田綜合法律事務所所長及び株式会社山形銀行社外取締役（監査等委員）を兼職しております。なお、当社は松田綜合法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、年間の支払額は僅少であります。また、株式会社山形銀行は当社の大株主であり、同行との間に預金取引があります。

社外取締役（監査等委員） 水谷 翠

銀座スフィア税理士法人代表社員及び株式会社ゼネテック社外監査役を兼職しております。なお、当社と銀座スフィア税理士法人及び株式会社ゼネテックとの間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役(監査等委員)	長江敏男	<p>当事業年度開催の取締役会23回の全てに出席し、経営に関する豊富な知見から、適宜当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査等委員会11回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。</p>
取締役(監査等委員)	松田純一	<p>当事業年度開催の取締役会23回の全てに出席し、弁護士としての豊富な知見から、適宜当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査等委員会11回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。</p>
取締役(監査等委員)	水谷翠	<p>当事業年度開催の取締役会23回の全てに出席し、財務、会計に関する豊富な知見から、適宜当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査等委員会11回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。</p>

③責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」について、2010年7月16日開催の取締役会において決議しました。また、本決議の内容につきましては一部文言等につき修正決議を行い、現在の決議内容は以下のとおりあります。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、「HMTの共有の価値観」に基づき、顧客、株主、地域社会及び家族の信頼に応えられるよう、法令、定款及び社内規程を遵守するとともに、誠実で倫理的な責任ある行動をとり続ける。
- ② 上記法令等を遵守し、誠実で倫理的な責任ある行動をとり続けるため、取締役会は原則毎月1回及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行の状況の監視を強化する。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令や会計基準等に準拠し、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関して適切な運用が行える体制を整備する。さらに、継続的な評価を通じて、必要に応じて是正、修正を行う。
- ④ 代表取締役社長の下に内部監査担当を置き、各部門の職務の執行状況を監査し、法令遵守体制の整備・推進に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書等、職務の執行に係る情報が記載された文書及びその関連資料を、文書管理規程その他社内の規定に従い適切に保存し、管理をする。
- ② 取締役は、隨時これらの文書を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

- ① 取締役会は、法令遵守、個人情報保護、解析データの品質管理、自然災害等に関連して起こりうる様々なリスクに対応するため、社内の体制及び規程を整備し、定期的にレビューを行う。
- ② リスクに関する情報は、各部門責任者を通じて取締役会及び監査等委員会へ報告するものとし、各部門においては個別に想定されるリスクに対して必要な措置をとる。

- ③ 内部監査担当は、内部監査活動を通じて各部門の法令や諸規程の遵守状況や固有のリスクを監査し、その結果を代表取締役社長へ報告を行う。
- ④ 自然災害、犯罪等不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長の下にコンプライアンス委員会を設置し、社内で情報を共有するとともに、必要な対策を立案する。立案された対策に基づき、管理本部を中心に迅速な対応を行い、損失の拡大を防ぐ。
- ⑤ 子会社の事業運営やリスク管理体制等については、各担当取締役が総合的に助言、指導を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則月1回取締役会を開催する他、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、重要事項について迅速な意思決定を行う。
- ② 代表取締役社長の下に、経営会議を設置し各部門の情報を共有するとともに、中期経営計画及び年次計画に基づき、迅速な意思決定を行うことにより職務の効率的な執行を行う。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社を含む企業集団での意思決定を迅速に行い、企業価値の向上をはかるとともに、業務の適正を確保するため、必要な取り組みを実施する。
- ② 当社及び子会社の取締役は、内部統制の構築に責任を有していることを認識し、当社の「共有の価値観」、法令、定款、並びに規程の周知をはかり、内部統制の実効性を確保する。
- ③ 当社は、法令、定款、諸規程等に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として、内部通報規程を制定し、全ての役職員に周知徹底をはかっている。当社は、当該通報を行った行為を理由とした不利益な処遇は一切行わない。
- ④ 子会社と業務に関する契約、覚書を締結し、必要に応じて支援、指導を行うとともに、子会社は業務執行状況、財務状況、事業環境等を定期的に当社に報告する。
- ⑤ 子会社経営の効率的な運用をはかり、適時状況を把握するため、ITを適切に活用し会計、経営情報の共有に努める。
- ⑥ 子会社及び関連会社を対象とする関係会社規程に基づき、当社の管理本部は、子会社の内部統制構築に関する業務を管掌し、内部管理体制の整備を推進する。
- ⑦ 子会社からの内部通報は、監査等委員会又は外部弁護士等に直接通報できる。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査等委員会は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、代表取締役社長は監査等委員会と協議の上、管理本部員又は内部監査担当部員の中から、監査等委員会の職務の補助をすべき使用人を指名することができる。
 - ② 前項の使用人に対する指揮命令権限は、監査業務を補助する範囲内において、監査等委員会が持つものとし、取締役、部門長等の指揮命令は受けないものとする。
 - ③ 前項の使用人に対する人事考課は、監査業務を補助する範囲内においては、監査等委員会がこれを行う。
7. 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告したこと理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ① 監査等委員会は、重要な意思決定プロセス及び取締役の業務の執行状況を把握するために、経営会議及びその他重要な会議に出席する他、必要に応じて稟議書等の文書を閲覧し、取締役及び使用人に対し説明を求めることができる。
 - ② 取締役及び使用人は、監査等委員会に対し法定の事項を報告するとともに、前項の会議において審議した事項、業績に関する事項、内部監査の実施状況等を報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集、意見交換を容易に行えるように努める。
 - ③ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、又は発生する恐れがあるときには、直ちに監査等委員会に報告をする。使用人の監査等委員会への報告を理由とした不利益な処遇は一切行わない。
8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役及び使用人は、監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境整備に努めるとともに、監査業務に対し積極的に協力をする。
 - ② 監査等委員会は、法律又は会計上の判断を必要とする場合は、隨時弁護士、会計監査人等から専門的な助言又は意見を求めることができ、その費用は会社が負担する。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

- ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とする。
- ② 取引先と反社会的勢力との関係が判明した場合には、直ちに取引を解除する。
- ③ 管理本部を反社会的勢力に関する担当部門と位置付け、万が一、反社会的勢力からのアプローチがあった場合には、所轄の警察署、暴力団追放センター、弁護士等外部専門家と緊密に連携しながら組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則として月1回又は必要に応じて随時、取締役会を開催しており、当事業年度においては取締役会を23回開催しました。定時取締役会では、月次決算及び業務に関する報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。

② 監査等委員会による監視

当社は、監査等委員会規程に基づき、原則として月1回又は必要に応じて随時、監査等委員会を開催しており、当事業年度においては監査等委員会を11回開催しました。監査等委員会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うなど連携を図っております。また、取締役会の他、経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く）から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

③ コンプライアンス体制の運用

当社は、コンプライアンスに抵触する事態の発生を予防するため、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の定着と浸透を図っております。また、内部通報制度を導入し、コンプライアンス違反や不正行為の早期発見、早期解決に努めております。

④ 内部監査の実施

代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しております。内部監査の結果については、代表取締役社長に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。また、内部監査担当者は、監査等委員及び会計監査人と隨時意見交換や情報共有を行うなど連携を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当に関しては年1回の期末配当並びに業績に応じて中間配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

第17期事業年度末においては未だ繰越利益剰余金がマイナスであり、バイオマーカーの開発や海外展開等に必要な資金を確保するため、内部留保の充実を優先する方針であります。

しかしながら、株主の皆様への利益還元も重要な経営課題として認識しており、今後の経営成績及び財政状態を勘案し、配当の実施を検討してまいります。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,411,304	流動負債	300,112
現金及び預金	1,119,023	買掛金	8,311
売掛金	66,035	リース債務	9,787
有価証券	100,000	未払金	80,422
商品	26,106	未払法人税等	38,227
仕掛品	31,852	資産除去債務	4,042
原材料及び貯蔵品	12,679	その他の	159,320
その他の	56,686	固定負債	22,768
貸倒引当金	△1,080	繰延税金負債	436
固定資産	126,841	資産除去債務	12,390
有形固定資産	108,476	リース債務	9,940
建物及び構築物	20,407	負債合計	322,880
工具、器具及び備品	357,689	(純資産の部)	
車両運搬具	317	株主資本	1,099,835
リース資産	178,670	資本金	1,480,100
減価償却累計額	△448,607	資本剰余金	1,468,816
無形固定資産	6,669	利益剰余金	△1,848,937
投資その他の資産	11,695	自己株式	△143
資産合計	1,538,146	その他の包括利益累計額	17,303
		為替換算調整勘定	17,303
		新株予約権	98,126
		純資産合計	1,215,265
		負債・純資産合計	1,538,146

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年7月1日から)
(2020年6月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,118,495
売 上 原 価	261,773
売 上 総 利 益	856,721
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	873,761
営 業 損 失	17,039
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	81
補 助 金 収 入	2,070
為 替 差 益	784
そ の 他	172
	3,108
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	420
解 約 違 約 金	2,065
そ の 他	84
	2,570
経 常 損 失	16,502
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	6,008
特 別 損 失	
減 損 損 失	14,050
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	24,543
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	24,230
法 人 税 等 調 整 額	△979
当 期 純 損 失	47,794
親会社株主に帰属する当期純損失	47,794

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年7月1日から)
(2020年6月30日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
2019年7月1日 残高	1,462,191	1,450,908	△1,801,142	△67	1,111,889
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	17,908	17,908			35,817
親会社株主に帰属する当期純損失			△47,794		△47,794
自 己 株 式 の 取 得				△76	△76
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	17,908	17,908	△47,794	△76	△12,053
2020年6月30日 残高	1,480,100	1,468,816	△1,848,937	△143	1,099,835

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為 調 替 整 勘	換 算 定		
2019年7月1日 残高	18,537	18,537	84,017	1,214,444
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				35,817
親会社株主に帰属する当期純損失				△47,794
自 己 株 式 の 取 得				△76
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,233	△1,233	14,109	12,875
当 期 変 動 額 合 計	△1,233	△1,233	14,109	821
2020年6月30日 残高	17,303	17,303	98,126	1,215,265

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,251,857	流動負債	278,628
現金及び預金	975,593	買掛金	8,311
売掛金	63,242	リース債務	9,787
有価証券	100,000	未払金	68,779
商 phẩm	25,548	未払費用	38,938
仕掛品	31,852	未払法人税等	38,023
原材料及び貯蔵品	10,674	前受金	55,665
前払費用	34,615	預り金	2,008
その他の	11,409	資産除去債務	4,042
貸倒引当金	△1,080	その他の	53,069
固定資産	124,084	固定負債	22,768
有形固定資産	107,054	繰延税金負債	436
建物	20,407	資産除去債務	12,390
工具、器具及び備品	353,248	リース債務	9,940
車両運搬具	317	負債合計	301,396
リース資産	178,670	(純資産の部)	
減価償却累計額	△445,588	株主資本	976,419
無形固定資産	6,669	資本金	1,480,100
ソフトウエア	6,669	資本剰余金	1,468,816
投資その他の資産	10,360	資本準備金	1,468,816
関係会社長期貸付金	861,610	利益剰余金	△1,972,353
その他の	10,360	その他利益剰余金	△1,972,353
貸倒引当金	△861,610	繰越利益剰余金	△1,972,353
資産合計	1,375,942	自己株式	△143
		新株予約権	98,126
		純資産合計	1,074,545
		負債・純資産合計	1,375,942

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年7月1日から)
(2020年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,025,581
売 上 原 価	257,793
売 上 総 利 益	767,788
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	605,470
營 業 利 益	162,317
營 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9,131
補 助 金 収 入	2,070
為 替 差 益	1,372
そ の 他	139
	12,713
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	420
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	254,820
そ の 他	2,088
	257,328
経 常 損 失	82,296
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	6,008
特 別 損 失	
減 損 損 失	2,619
税 引 前 当 期 純 損 失	78,907
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	24,036
法 人 税 等 調 整 額	△979
当 期 純 損 失	23,057
	101,964

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年7月1日から)
(2020年6月30日まで)

(単位：千円)

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主総会参考
書類

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金		利益剰余金		その他利益剰余金合計	利益剰余金合計				
	資本準備金	資本剰余金合計	資本剰余金	利益剰余金						
2019年7月1日残高	1,462,191	1,450,908	1,450,908	△1,870,389	△1,870,389	△67	1,042,643			
当期変動額										
新株の発行	17,908	17,908	17,908				35,817			
当期純損失				△101,964	△101,964		△101,964			
自己株式の取得						△76	△76			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	17,908	17,908	17,908	△101,964	△101,964	△76	△66,223			
2020年6月30日残高	1,480,100	1,468,816	1,468,816	△1,972,353	△1,972,353	△143	976,419			

	新株予約権	純資産合計
2019年7月1日残高	84,017	1,126,660
当期変動額		
新株の発行		35,817
当期純損失		△101,964
自己株式の取得		△76
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	14,109	14,109
当期変動額合計	14,109	△52,114
2020年6月30日残高	98,126	1,074,545

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年8月14日

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人	トーマツ
東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 城戸和弘 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐野明宏 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年8月14日

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 城戸和弘 印
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 佐野明宏 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月19日

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社 監査等委員会

監査等委員 長江 敏男 

監査等委員 松田 純一 

監査等委員 水谷 翠 

（注）監査等委員長江敏男氏及び松田純一氏並びに水谷翠氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）2名が任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から、全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	橋 づめ かつ ひと はし 桥 づめ かつ ひと (1968年7月6日生)	<p>1994年4月 宝酒造株式会社入社</p> <p>2002年4月 タカラバイオ株式会社転籍</p> <p>2006年4月 同社ドラゴンジェノミクスセンター 副センター</p> <p>2007年10月 同社営業部 部長</p> <p>2011年4月 同社事業開発部 部長</p> <p>2013年4月 同社営業部 部長</p> <p>2015年4月 同社受託開発部 部長</p> <p>2015年7月 同社受託開発部長</p> <p>2017年1月 株式会社エムティーアイ 執行役員 ヘルスケア事業本部 ライフサイエンス部長</p> <p>2018年3月 当社入社 社長付</p> <p>2018年7月 当社執行役員 バイオマーカー事業カンパニー バイスプレジデント 兼 新事業開発室長 HMTバイオメディカル株式会社取締役副社長</p> <p>2018年11月 当社取締役 執行役員 バイオマーカー事業カンパニー プレジデント HMTバイオメディカル株式会社代表取締役社長</p> <p>2018年12月 株式会社メディオーム 非常勤取締役（現任）</p> <p>2019年9月 当社代表取締役社長（現任）</p>	3,000株

【取締役候補者とした理由】
バイオテクノロジー業界に精通し、同業界における豊富な経験と高度な見識を有しており、昨年当社社長に就任し、優れたリーダーシップを発揮するとともに、大幅な業績改善を果たしました。今後もその経験や見識を活かし、当社グループの更なる持続的な成長と中長期的な企業の価値向上に貢献することを期待し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	おお はた やす ひろ 大 畑 康 宏 (1965年4月11日生) ※	1988年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク入社 1999年7月 株式会社クラシック・キャピタル・コーポレーション取締役 2001年4月 株式会社アール・ツー・イノベーション取締役 2004年1月 株式会社BTカンパニー代表取締役社長 2008年4月 高島株式会社入社 経営企画担当ディレクター 2009年6月 同社取締役 経営企画統括部長 2011年6月 同社常務取締役 経営管理本部長 2018年4月 同社取締役兼常務執行役員 産業ソリューション事業本部長 2020年7月 当社入社 執行役員コーポレート統括本部長(現任)	—

【取締役候補者とした理由】

コンサルティング等での業務経験を経て、経理、財務、法務、コーポレート・ガバナンス等の経営管理全般の幅広い見識を有しています。当社グループの持続的成長と企業価値向上を目指していくためには同氏の豊富な経験が必要と判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 上記各取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2020年6月30日現在のものであります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	長 江 敏 男 (1943年12月2日生) 社外取締役候補者	<p>1967年4月 塩野義製薬株式会社 入社</p> <p>1970年10月 アイ・シー・アイファーマ株式会社（現 アストラゼネカ株式会社）入社</p> <p>1981年6月 シェリング・プラウ株式会社 入社</p> <p>1997年5月 ローヌ・ブランローラー株式会社（現 サノフィ株式会社）入社</p> <p>2000年1月 アベンティスファーマ株式会社（現 サノフィ株式会社）執行役員</p> <p>2003年5月 株式会社シミックエムピーエスエス（現 シミック・ッシュフィールド株式会社）代表取締役社長</p> <p>2003年6月 株式会社P C N（現 株式会社ヘルスクリッフ）代表取締役社長兼任</p> <p>2005年10月 ヨーク・ファーマ株式会社 代表取締役社長</p> <p>2010年1月 Pharma Business Consultant 設立 代表（現任）</p> <p>2014年4月 岐阜薬科大学 客員教授（現任）</p> <p>2015年9月 ペプチドリーム株式会社 取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2017年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）</p>	3,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	まつ だい じゅん いち (1960年5月4日生) 社外取締役候補者	1993年4月 東京弁護士会登録 2002年8月 松田純一法律事務所（現 松田綜合法律事務所）所長（現任） 2007年4月 ネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社監査役（現任） 2013年2月 Dua & Matsuda Advisory株式会社代表取締役（現任） 2014年4月 東京弁護士会副会長 2014年10月 大和ハウス不動産投資顧問株式会社監査役（現任） 2015年6月 当社監査役 2017年6月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2019年6月 株式会社山形銀行社外取締役 2020年6月 同行社外取締役（監査等委員）（現任）	—
3	みず たに みどり (1980年7月30日生) 社外取締役候補者	2004年7月 公認会計士・税理士菅井会計事務所入所 2012年8月 公認会計士登録 2013年6月 水谷翠会計事務所所長 2015年2月 スマート・プラス・コンサルティング株式会社代表取締役（現任） 2015年6月 当社監査役 2017年6月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2019年6月 ゼネテック株式会社社外監査役（現任） 2019年7月 銀座スフィア税理士法人代表社員（現任）	—

- (注) 1. 松田純一氏が所長を務める松田綜合法律事務所と当社は、顧問契約を締結しております。また、株式会社山形銀行は当社の大株主であり、同行との間に預金取引があります。その他の候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
2. 長江敏男氏、松田純一氏及び水谷翠氏は社外取締役候補者であります。なお当社は、長江敏男氏、松田純一氏及び水谷翠氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。3氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、3氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

3. 各社外取締役候補者の選任理由は以下のとおりであります。

- (1) 長江敏男氏は、医薬品業界において、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験や見識を活かし、当社の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保及び経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただいております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監督等に活用いただくことが期待できるものと判断しております。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年3ヶ月となります。
- (2) 松田純一氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、これまで社外監査役・社外取締役として当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監督等に活用いただくことが期待できるものと判断しております。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年3ヶ月となります。また、社外監査役としての在任期間は2年となります。
- (3) 水谷翠氏は、公認会計士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、これまで社外監査役・社外取締役として当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監督等に活用いただくことが期待できるものと判断しております。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年3ヶ月となります。また、社外監査役としての在任期間は2年となります。
4. 当社は、長江敏男氏、松田純一氏及び水谷翠氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。3氏の再任が承認された場合には、3氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 上記監査等委員である取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2020年6月30日現在のものであります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2018年11月23日開催の臨時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました鈴木布佐人氏の選任の効力は、本定時株主総会開始の時までとされており、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
鈴木布佐人 (1949年9月30日生)	1972年 4月 株式会社富士銀行 (現 株式会社みずほフィナンシャルグループ) 入行 2003年 8月 株式会社庄内銀行理事法人業務部部長 2008年 6月 同行常務執行役員法人営業本部長 2009年 6月 当社監査役 2009年 10月 株式会社庄内銀行常務取締役 兼 常務執行役員 法人営業本部長 2013年 6月 同行専務取締役 兼 専務執行役員 2014年 6月 フィデアホールディングス株式会社理事 株式会社庄内銀行理事 (現任) 2015年 6月 当社取締役 2017年 3月 株式会社ナカニシ取締役 (現任)	200株

- (注) 1. 鈴木布佐人氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木布佐人氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 鈴木布佐人氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏が上場会社での役員経験者であり、かつ、過去6年間当社の社外監査役として、また2年間当社の社外取締役として、コーポレート・ガバナンス強化など貢献いただいたことから、公正かつ客観的な立場から適切な意見をいただけるものと期待するためであります。
4. 当社は、社外取締役とは会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としてあります。鈴木布佐人氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社は同氏との間で、他の社外取締役と同等の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 上記補欠の監査等委員である取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2020年6月30日現在のものであります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに新創監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が新創監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人としての品質管理体制、独立性及び専門性の有無、当社グループが展開する事業分野への理解度等を総合的に勘案し、検討した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	新創監査法人	
事務所所在地	東京都中央区銀座7-14-13 日土地銀座ビル4F	
沿革	1985年 柳澤公認会計士事務所 開業 1986年 藤田公認会計士事務所 開業 2000年 新創監査法人 設立 (業務拡大に伴い柳澤公認会計士事務所・藤田公認会計士事務所の監査部門を総合)	
概要	構成人員 社員 (公認会計士) 11名 職員 (公認会計士) 40名 (公認会計士試験合格者) 9名 (顧問等) 5名 (事務職員) 3名 合計 68名 監査関与会社 60社	

(2020年7月1日現在)

第5号議案 ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の監査等委員以外の取締役、監査等委員である取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対して無償にて発行するストックオプションとしての新株予約権に関する募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

現在の当社の取締役に対する報酬等の額は、2017年6月24日開催の当社第14回定時株主総会において、監査等委員以外の取締役については年額300百万円以内、監査等委員である取締役については年額30百万円として、ご承認をいただいております。また、それとは別枠として、同定時株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、監査等委員以外の取締役については年額100百万円以内、監査等委員である取締役については年額20百万円以内として、ご承認いただいております。

なお、第1号議案及び第2号議案が原案通り承認可決されると、監査等委員以外の取締役は2名、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、当社の監査等委員以外の取締役、監査等委員である取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行いたしたいと存じます。

II. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭の払込みの要否

1. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記Ⅲ.に定める内容の新株予約権1,000個（うち監査等委員以外の取締役300個、監査等委員である取締役100個）を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式100,000株（うち監査等委員以外の取締役30,000株、監査等委員である取締役10,000株）を上限とし、下記Ⅲ.1.により付与株式数（Ⅲ.1.に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

2. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

Ⅲ. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、3. (2) ①の規定を準用する。

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値（1円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記3.に定める調整に服する。

3. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合 (会社法第194条の規定 (単元未満株主による単元未満株式売渡請求) に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む) の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株}}{\text{当たり払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株}}{\text{当たり払込金額}}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下「適用日」という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

- ① 上記①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないとときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権行使した（かかる新株予約権行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ② 上記（1）②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。
- （3）上記（1）①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- （4）行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4. 新株予約権行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から5年間とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- （1）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- （2）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の（1）（2）（3）（4）又は（5）の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10.に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。なお、その他詳細については、当社と対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

以上

株主総会会場ご案内図



◆開催日時： 2020年9月26日（土曜日）午後1時30分

山形県鶴岡市覚岸寺字水上246番地2

◆会場： 鶴岡市先端研究産業支援センター（鶴岡メタボロームキャンパス）レクチャーホール
電話：0235-29-1620

空路

[定期便利用]

東京・羽田空港→（空路60分）→庄内空港→（車18分）→鶴岡メタボロームキャンパス
陸路

◆アクセス： [鉄道利用] JR東京駅→（上越新幹線120分）→JR新潟駅→（羽越本線110分）→JR鶴岡駅→（車5

分) → 鶴岡

【高速道路利用】

東京→川口JCT→(東北自動車道)→村田JCT→(山形自動車道)→鶴岡IC→(車8分)
→鶴岡メタボロームキャンパス

お問い合わせ先（平日午前9時～午後5時30分）

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社

コーポレート統括本部 電話：03-3551-2180